⑵　譲渡理由

島根県益田県土整備事務所から災害復旧事業の実施に伴い、譲渡してほしいとの要望により譲渡するものです。本学匹見演習林の土地のうち、傾斜が急な部分で、今後も土砂崩れの可能性のある危険な土地であり、安全管理にかかる予算を十分確保できないこと、また、今回、譲渡する土地は一部であり他に十分な面積を確保していることから、業務運営上支障がないと判断しています。

⑶　譲渡収入の額

47千円

⑷　独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額

なし

⑸　独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額

なし

⑹　独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付が行われた年月日

なし

⑺　減資額

なし

11．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切捨てにより表示しています。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

該当ありません。

Ⅲ．資産除去債務

建設リサイクル法による分別解体費用については、大学の移転等の計画もなく、個々の建物の解体を予定していない現時点において、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる料金が明らかでなく、合理的な見積りを行うことは困難であり、資産除去債務を計上しておりません。

Ⅳ．重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

契約内容	契約年月	契約金額（千円）	翌期以降支払額（千円）
島根大学（川津）本部棟改修工事	平成26年２月	232,416	142,032
島根大学（川津）本部棟改修電気設備工事	平成25年12月	96,120	58,740
島根大学（川津）本部棟改修機械設備工事	平成25年12月	60,480	36,960

なお、前事業年度以前より役務提供を受け、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

契約内容	契約期間	翌期以降支払予定額（千円）
島根大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業	平成20年４月から平成35年３月	697,419

㈱　島根大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業は、省エネルギーサービス契約を締結したものであり、当該契約において本学が使用する省エネルギー設備は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第３条に基づく国庫補助金の交付を受けています。

なお、翌期以降支払予定額は、当該年度の光熱水料等エネルギー削減額により、変動する場合があります。

また、本学の責に帰すべき事由により契約期間を満了せずに終了した場合は、省エネルギー設備に係る解約損害金及び違約金が発生する場合があります。

Ⅴ．法人移行時に係る固有の会計処理等

①　損益計算書の注記　（単位：千円）

注）当期総損失のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	423,004
当該借入金により取得した資産の減価償却費	110,271
当期総損失に与える影響額（差引き）	312,732

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	二
合計	312,732

②　貸借対照表の注記　（単位：千円）

注）繰越欠損金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	6,037,708
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	4,180,492
繰越欠損金に与える影響額（差引き）	1,857,216

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人化移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	321,305

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　135,270

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　202,454

合計　2,516,246

Ⅵ．金融商品の時価等の開示

1．金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び金銭信託に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センター及び民間金融機関からの借入により調達しております。

資金運用に当たっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債のみを保有しており株式等は保有しておりません。また、未収附属病院収入は、国立大学法人島根大学経理規則等に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院及び学生寄宿舎の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しております。